

|             |    |             |    |
|-------------|----|-------------|----|
| 2024年10月18日 | 掲載 | 2024年10月25日 | 更新 |
| 2024年11月14日 | 更新 | 2025年2月28日  | 更新 |
| 2025年4月23日  | 更新 | 2025年6月16日  | 更新 |
| 2025年12月17日 | 更新 | 2026年2月27日  | 更新 |

## よくあるご質問等

### 1 破産手続について

Q1-1 破産手続とはどのような手続ですか。

A1-1 支払不能又は債務超過の状態にある債務者について、裁判所の監督の下、裁判所から選任された破産管財人が、公正中立の立場において、債務者の財産を管理し換価することにより、適正かつ公平な清算を行う手続です（破産法1条参照）。

Q1-2 本破産事件の破産管財人は誰ですか。連絡先を教えてください。

A1-2 破産管財人は三宅・今井・池田法律事務所の小田切豪弁護士です。

本件に関するお問い合わせは、破産管財人のホームページに設けられている所定の問い合わせフォームよりお願い致します。破産裁判所や、破産管財人の法律事務所に直接ご連絡をいただいても対応致しかねます。

また、多数の債権者の皆さまからのお問い合わせがあるため、個別に回答することは予定しておりません。いただいたお問い合わせのうち回答することができるものについては、質問内容を整理した上で、順次、破産管財人のホームページに掲載しますので、破産管財人のホームページをご確認ください。また、現時点でご回答できる内容は、本ホームページに掲載しておりますので、事前にご確認いただいた上でお問い合わせください。

Q1-3 破産管財人はどういう立場の者で、何をするのでしょうか。

A1-3 破産管財人は、裁判所から選任された者であり（破産法74条1項）、裁判所の監督の下（破産法75条1項）、破産財団に属する財産の管理及び処分を行い（破産法78条1項）、破産に至った経緯等について調査を行います（破産法83条1項）。これらの調査・破産者の財産の換価・回収等の上、公租公課（税金など）等の優先的に弁済すべき債権や管財業務に必要な費用等を支払った後、なお配当可能原資がある場合には、債権者の皆様に、破産法の定めに従い、公平に配当（弁済）することになります。

Q1-4 破産手続は今後どのように進行しますか。

A1-4 破産管財人が、破産に至った経緯等を調査するとともに、財産の処分・換価を行います。財産の処分・換価が完了した後、配当原資を確保することができれば、破産債権の

|             |    |             |    |
|-------------|----|-------------|----|
| 2024年10月18日 | 掲載 | 2024年10月25日 | 更新 |
| 2024年11月14日 | 更新 | 2025年2月28日  | 更新 |
| 2025年4月23日  | 更新 | 2025年6月16日  | 更新 |
| 2025年12月17日 | 更新 | 2026年2月27日  | 更新 |

調査を行った上で、配当を実施することになります。

本破産手続では債権者集会は開催されません。裁判所が、財産状況報告集会の開催が相当であると判断した場合には、当該集会の期日を追って指定し、破産債権者に通知することになります。

破産管財人の業務の進捗状況等は、適宜、破産管財人のホームページに掲載する方法などにより、報告します。

Q1-5 破産管財人のホームページに掲載されている資料を開くためのパスワードを教えてください。

A1-5 東京地方裁判所からの破産手続開始通知書及び同書面とともにお送りする破産管財人からの「エクシア合同会社の破産手続について」に記載していますので、ご確認ください。

エクシア合同会社に対して債権をお持ちでない方は、パスワード付資料を閲覧することはできませんので、ご了承ください。

Q1-6 私はエクシア合同会社に対して債権を有していますが、破産手続開始通知書が届きません。

A1-6 エクシア合同会社には、出資者を含む債権者に関する情報が残っておりません。そこで、破産管財人において債権者が誰かについて把握できておりません。そこで、破産管財人は、債権者申請フォームを本ホームページに設けましたので、エクシア合同会社に債権を有するとお考えの方は、「お知らせ」欄の「債権者申請フォームの入力の際の注意事項等」をお読みいただき、「債権者申請フォーム」より、必要事項を入力し、必要書類をアップロードの上、債権者であることを申請してください。

債権者の皆さまに、破産法上の債権届出をしていただくことになった場合や、本破産手続における必要な通知は、債権者申請フォームに記載いただいたメールアドレス宛に行います。

なお、債権者申請フォームは、債権届出とは異なり、開始通知等を送付するための申請ですので、仮に配当が可能になった際には、その時点で別途債権届出が必要になりますのでご注意ください。

債権者申請フォームに関するご質問については、「5 債権者申請フォームについて」をご確認ください。

|             |    |             |    |
|-------------|----|-------------|----|
| 2024年10月18日 | 掲載 | 2024年10月25日 | 更新 |
| 2024年11月14日 | 更新 | 2025年2月28日  | 更新 |
| 2025年4月23日  | 更新 | 2025年6月16日  | 更新 |
| 2025年12月17日 | 更新 | 2026年2月27日  | 更新 |

Q1-7 エクシア合同会社と連絡が取れなくなってから、改姓や引っ越しによって個人情報  
が変動しているので、資料は新たな住所・氏名宛てに送付してください。

A1-7 債権者申請フォームにおいて、当該フォームに現在の個人情報を入力し、住所・氏名  
等の変更事項を証する書類及び投資したことを証する書類（契約書等）を添付して送信  
してください。その後、不備がない場合には、破産手続開始通知をお送りします。

Q1-8 破産手続開始通知書はどのような形で発送されますか（Eメールか、又は郵送か）。  
自宅への郵送は避けて頂きたいと思います。

A1-8 債権者申請フォームにおいて、入力頂いたメールアドレス宛に破産手続開始通知書  
を添付してメール致します。

Q1-9 財産状況報告書のファイルを開くことができません。

A1-9 破産手続開始通知書の末尾にパスワードが記載されていますので、そのパスワード  
を入力の上でファイルを開いて下さい。

## 2 債権・配当について

Q2-1 私はエクシア合同会社に対して債権を有していますが、配当を受けるためには、ど  
うすればいいですか。

A2-1 破産裁判所は、本破産事件について、破産者の財産で債権者の皆さまに対する配当  
ができない可能性が高いと考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための  
期日を定めないこととしました（破産法31条2項）。破産財団の調査を進め、債権者  
の皆さまに対する配当の見込みが生じた場合には、改めて、破産債権の債権届出の方法  
等について連絡をさせていただきますので、現時点で、行っていただく手続はありません。

Q2-2 配当の見込みは、いつ頃分かりますか。

A2-2 配当の具体的な時期が分かるのは、原則として、破産者の財産の換価業務が終了し  
た段階であり、現時点でその時期は未定です。

2025年2月21日付で財産状況報告書を破産管財人のホームページにアップロード  
して以降、配当の具体的な時期や金額に関するお問い合わせを多数いただいております  
が、当該報告書に記載のとおり、現時点で回収見込みのある資産はなく、また調査中

|             |    |             |    |
|-------------|----|-------------|----|
| 2024年10月18日 | 掲載 | 2024年10月25日 | 更新 |
| 2024年11月14日 | 更新 | 2025年2月28日  | 更新 |
| 2025年4月23日  | 更新 | 2025年6月16日  | 更新 |
| 2025年12月17日 | 更新 | 2026年2月27日  | 更新 |

の事項が多数ございますので、現時点において配当見込み等をお答えできる状況にございません。

Q2-3 私はエクシア合同会社に対して債権を有しています。支払ったお金をすぐに返してください。

A2-3 破産手続は、破産管財人が回収した財産をもって配当が可能な状況になった場合に、破産債権者の皆さまに平等に配当を行う手続です。一部の債権者の方だけにお支払いすることはできません。

Q2-4 私はエクシア合同会社に対して訴訟を提起していますが、この訴訟はどうなりますか。

A2-4 エクシア合同会社に対する訴訟手続は中断します（破産法44条1項）。  
エクシア合同会社に対する債権の存否等は、今後、配当の見込みが生じた場合に、債権届出を行っていただき、破産管財人において調査をすることとなります。

Q2-5 私はクーリングオフ期間内にクーリングオフしていますが、その場合の出資者は破産手続でどのように取り扱われますか。

A2-5 破産債権者として取り扱われます。

Q2-6 配当される場合には按分弁済となると思いますが、出資額ベース・評価額ベースいずれで配当割合が判断されますか。

A2-6 現時点では、配当の見込みがなく、認否の方針等は決まっておりません。

Q2-7 仮に、破産手続中に出資者の相続が発生した場合、どのように対応すればよいですか。

A2-7 すでに被相続人様が債権者申請をされている場合、相続が発生しましたら、以下の資料をご用意の上で、お問い合わせフォームを使用し、破産管財人宛てに相続発生の実事をご連絡ください。お問い合わせ頂いた際に、破産管財人より、追加で必要となる書類等をご連絡させていただきます。

- ① 被相続人様の戸籍謄本（「出生から亡くなられた時」までの連続したもの）
- ② 法定相続人の戸籍謄本（亡くなられた方の戸籍謄本で相続人を確認できない場合）

|             |    |             |    |
|-------------|----|-------------|----|
| 2024年10月18日 | 掲載 | 2024年10月25日 | 更新 |
| 2024年11月14日 | 更新 | 2025年2月28日  | 更新 |
| 2025年4月23日  | 更新 | 2025年6月16日  | 更新 |
| 2025年12月17日 | 更新 | 2026年2月27日  | 更新 |

Q2-8 エクシア合同会社の社員権を第三者に譲渡したいのですが、どのようにすればよいですか。

A2-8 エクシア合同会社の定款第7条において、「社員は代表社員の承認がなければ、その持分の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。」と規定されています。そのため、社員権の譲渡には代表者の承認が必要となりますので、当該承認がない場合、社員権を譲渡することはできません。なお、破産管財人は、代表社員ではなく、承認権限がありませんので、破産管財人の承認により譲渡することはできません。

### 3 破産管財人を名乗る人物からの連絡

Q3-1 他の破産事件において、破産管財人又は破産者を名乗るものから、お金を支払えば、優先的に配当を受けることができるという勧誘があったというのですが、そのようなことはありますか。

A3-1 破産管財人から、債権者の皆さまに対し、金銭のお支払いを要求することはありません。一部の破産債権者に対してのみ優先的にお支払いすることはありませんので、ご注意ください。

### 4 代表者等について

Q4-1 代表者は破産していますか。

A4-1 現時点では、破産申立てがなされていません。今後、破産申立てがなされるかは不明です。

Q4-2 私は破産者代表者のマンションを仮差押していますが、エクシア合同会社の破産手続開始によってこの仮差押はどうなりますか。

A4-2 本件は、エクシア合同会社に関する破産手続となりますので、破産者代表者に関する裁判手続については、特段の影響はございません。

Q4-3 私はエクシア合同会社の幹部との間で集団訴訟中ですが、エクシア合同会社の破産手続開始によってこの集団訴訟はどうなりますか。

A4-3 本件は、エクシア合同会社に関する破産手続となりますので、その幹部を相手とする裁判手続については、特段の影響はございません。

|             |    |             |    |
|-------------|----|-------------|----|
| 2024年10月18日 | 掲載 | 2024年10月25日 | 更新 |
| 2024年11月14日 | 更新 | 2025年2月28日  | 更新 |
| 2025年4月23日  | 更新 | 2025年6月16日  | 更新 |
| 2025年12月17日 | 更新 | 2026年2月27日  | 更新 |

Q4-4 代表者等への刑事告訴をする予定はありますか。

A4-4 破産管財人は、公正中立の立場において、債務者の財産を管理し換価することにより、適正かつ公平な清算を行うことを第一の職務としています。その観点から、破産管財人は、現在、エクシア合同会社の資産・負債、及び当時の財務状況の実態について調査を行っています。

破産管財人は、現時点において上記調査を優先させていますので、刑事告訴の要否については現時点で不明です。なお、捜査機関からの捜査協力への要請がある場合には、然るべく対応いたします。

## 5 債権者申請フォームについて

Q5-1 債権者申請フォームは何のために申請するのですか。申請したら出資金が返還されるのですか。

A5-1 エクシア合同会社には出資者を含む債権者に関する情報が残っておらず、破産管財人において債権者が誰かについて把握できておりません。そこで、破産管財人が債権者を把握するため、債権者申請フォームから債権者であることを申請いただくものです。

Q5-2 すでに問い合わせメールから出資金の金額、氏名等を連絡しているので、申請フォームへの入力不要ですか。

A5-2 現在のお問い合わせでは、自身が債権者であることを示す資料を添付いただく形式となっております。およそ債権者とは思われない方からの問い合わせも受けていますので、改めて、どなたが債権者かを確認すべく、入力をお願いいたします。

Q5-3 債権者申請フォームで、債権者であることを届け出ない場合には、どうなりますか。

A5-3 破産管財人が債権者に破産手続に関する連絡をできなくなります。そのため、仮に将来配当が可能になった場合でも、連絡がなされない結果、配当手続に参加できない可能性がありますので、ご注意ください。

Q5-4 破産手続開始通知は、いつ届くのでしょうか。

A5-4 債権者申請フォームに入力いただいた情報を基に、本人確認等をさせて頂く時間が必要となりますので、破産手続開始通知をメールで送付させて頂くまで相応のお時間を頂戴することとなります。破産手続開始通知の送付は、特定の申請日までの債権者に纏めて行う予定です。当該メールを送信した際には、「お知らせ」欄にて、いつ申請

|             |    |             |    |
|-------------|----|-------------|----|
| 2024年10月18日 | 掲載 | 2024年10月25日 | 更新 |
| 2024年11月14日 | 更新 | 2025年2月28日  | 更新 |
| 2025年4月23日  | 更新 | 2025年6月16日  | 更新 |
| 2025年12月17日 | 更新 | 2026年2月27日  | 更新 |

分までの債権者に発送したかをアナウンスするように致します。

Q5-5 私はエクシア合同会社の従業員だったため、出資金のほかに未払いとなっている給与もありますが、どのように申請すればよいですか。

A5-5 「債権額（出資額）」の欄には、債権の総額（出資額と未払給与額を合算したもの）にて入力いただき、かつ、債権の性質を選択いただく形式となっていますので、1回の申請で複数の債権を申請するようにしてください。

なお、同一の債権者が、複数の申請をせぬようお願いいたします。

Q5-6 個人としても法人としてもエクシア合同会社と契約したので、IDが2つあるのですが、その場合には2回債権者申請フォームへの入力が必要になるのでしょうか。

A5-6 個人と法人でそれぞれ債権を有することになりますので、それぞれ債権者申請フォームに入力ください。なお、メールアドレスは共通のものを指定いただいても構いません。その場合、同一のメールアドレス宛に、個人宛てと法人宛てとして、同一のメールが2通届くことになります。

Q5-7 債権者申請フォームから申請しようとしたのですが、「申請」ボタンが押せず、申請ができません。

A5-7 代理人欄を除いたすべての項目の入力及び添付資料のアップロードをいただかないと、申請ボタンを押すことはできず、申請を完了させることはできません。

必要なすべての項目への入力及び添付資料のアップロードがお済みか、今一度ご確認ください。

Q5-8 本人名義で申請しましたが、代理人の名義で再申請したいです。

A5-8 「お問合せフォーム」より、質問事項欄に代理人による申請への変更であることを明記頂いた上で、代理人の氏名、住所（法律事務所名）、メールアドレス及び電話番号をご記入の上でご連絡ください。当該ご連絡をいただいたあと、添付資料（委任状等）の送付方法について、代理人宛にご連絡いたします。

Q5-9 添付資料として、●●などをアップロードしたいと思いますが、証拠としてこれで足りるか教えてください。

A5-9 当職において添付資料を確認したうえで、不足すると判断する場合には、個別に連

|             |    |             |    |
|-------------|----|-------------|----|
| 2024年10月18日 | 掲載 | 2024年10月25日 | 更新 |
| 2024年11月14日 | 更新 | 2025年2月28日  | 更新 |
| 2025年4月23日  | 更新 | 2025年6月16日  | 更新 |
| 2025年12月17日 | 更新 | 2026年2月27日  | 更新 |

絡をいたしますので、まずは、債権者申請フォームより、用意できた資料をアップロードしてください。

現時点で資料に不足が無いと判断した場合には、QA5-4 のとおり、追って、破産手続開始通知をメールで送付させていただきます。

資料が充足していたことにつき、個別のご連絡はいたしませんので、ご了承ください。

Q5-10 添付資料として、3つのファイルをアップロードしようとしていますが、1つのファイルしかアップロードできません。

A5-10 3つのファイルをアップロードする場合には、3つのファイルを纏めてドラッグ&ドロップをするようにして下さい。1つのファイルを3回に分けて行うとできない場合があります。

## 6 その他

Q6-1 破産手続が開始し、社員権の価値がゼロになったことを理由に、損失として確定申告をしたいのですが、破産管財人より「配当の見込みがない」旨の通知や報告書を発行いただくことはできますか。

A6-1 現時点において、本破産手続における配当の有無について表明することはできません。確定申告における取り扱いにつきましては、破産管財人からの書面が発行されないことを前提に、税理士・税務署にご相談の上で適宜にご対応ください。

Q6-2 プルデンシャル生命保険株式会社（以下「プルデンシャル」といいます。）の従業員がエクシア合同会社の社員権を勧誘していたとニュースになっていますが、当該従業員が勧誘したことを裏付ける資料を、破産管財人から送付してもらうことはできますか。

A6-2 A5-1 記載のとおり、エクシア合同会社には出資者を含む債権者に関する情報が残っておらず、破産管財人において、出資者がどなたに勧誘されたのか、勧誘者に関する資料も現時点では確認できておりませんので、当該資料を送付することは困難です。

Q6-3 エクシア合同会社の勧誘を行ったプルデンシャルの従業員と話がしたいので、当該従業員の連絡先を教えてください。

A6-3 A6-2 記載のとおり、出資者の勧誘者に関する資料は現時点では確認できておりませ

|             |    |             |    |
|-------------|----|-------------|----|
| 2024年10月18日 | 掲載 | 2024年10月25日 | 更新 |
| 2024年11月14日 | 更新 | 2025年2月28日  | 更新 |
| 2025年4月23日  | 更新 | 2025年6月16日  | 更新 |
| 2025年12月17日 | 更新 | 2026年2月27日  | 更新 |

ん。また、個人情報保護の観点からも、当該従業員の連絡先をお伝えすることはできかねますのでご理解ください。

Q6-4 プルデンシャルの従業員から勧誘を受けていた場合、プルデンシャルに対して何らかの請求ができるのでしょうか。また、出資者個人ではなく、破産管財人から、プルデンシャルに対し何らかの請求をしてもらえるのでしょうか。

A6-4 当職はエクシア合同会社の破産管財人であり、プルデンシャルと出資者の皆様の関係は存じ上げておりませんので、出資者の皆様がプルデンシャルに対し何らかの請求ができるか否かについては回答することができません。

また、現時点において、エクシア合同会社が、プルデンシャルに対し債権を有していることは確認できていませんので、現時点においては、当職が、プルデンシャルに対し何らかの請求をすることは検討しておりません。

以 上